

相模原市立 市民・大学交流センター

ユニコムプラザ さがみはら

団 体 登 録

募集要領



ユニコムプラザさがみはら

I ユニコムプラザさがみはら（相模原市立 市民・大学交流センター）

ユニコムプラザさがみはら は、地域活動を行う市民や団体と、高度な専門性を有し豊富な人材を抱える大学が連携して、様々な分野にわたる地域の課題解決や活性化を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進する施設です。

1. 名称 相模原市立 市民・大学交流センター

2. 愛称 ユニコムプラザさがみはら

3. 所在地

相模原市南区相模大野3丁目3番2－301号

4. 面積 2,965.82㎡

5. コンセプト 大学との連携による新たな活動の創造

6. 3つの機能

（1）交流・発信機能

市民と大学が交流する場を提供するとともに、広く大学の研究、教育活動や地域連携の取り組み等を発信する機能

（2）学習・研究機能

市民が地域課題の解決や地域の活性化につながる専門的な知識・技術を学習するとともに、市民と大学が共同して研究する機会を提供する機能

（3）リエゾン（橋渡し）機能

市民や団体と大学が連携を深め、課題を共有し、大学の専門性と人材を活用して地域課題の解決や地域の活性化に取り組むための橋渡し機能

7.利用時間

9時から22時まで

休所日：12月29日～1月3日 及び 施設点検等で休所とする日

8.管理運営（指定管理者）

公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム

※この施設は、相模原市立市民・大学交流センター条例及び規則に基づいて運営されています。

II 団体登録募集要領

あらかじめ団体登録することにより、大学との連携により地域の課題の解決又は地域の活性化を図るための事業で利用する場合に、利用料金の減額が受けられます。

1 登録できる団体

団体登録ができる団体は、地域の課題の解決又は地域の活性化のために活動している団体で、次の事項を全て満たす団体とします。

- (1) 市内で活動している団体
- (2) 構成員が5人以上で、市内在住者（市内に在勤し、又は在学する者を含む。）が全体の60%以上である団体
- (3) 代表者を置き、規約その他これに準ずるもの（規約等）を定めている団体

ただし、次のいずれかに該当する個人・団体は、応募できる個人・団体から除きます。

- (1) 営利を主たる目的とする法人その他の団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする法人その他の団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする法人その他の団体
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする法人その他の団体
- (5) その行う活動が公益を害するおそれがあると認められる法人その他の団体
- (6) その行う行動が集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる法人その他の団体

2 登録期間

登録期間は、1年単位とします。継続を希望の場合、再度、団体登録申請書等の提出をいただきます。

3 減免

登録団体が、入場料その他これに類する料金を徴収せずに、大学等との連携により地域の課題の解決又は地域の活性化を図るための事業で利用する場合、利用料金の50%の減額が受けられます。

4 募集期間

随時、受け付けします。

5 応募方法

団体登録申請書に構成員の名簿及び規約等の写しを添えて、ユニコムプラザさがみはら まで持参してください。

6 提出書類

提出書類	説明	部数
団体登録申請書	様式集の「団体登録申請書」に所定の事項を記入してください	1
構成員の名簿	写し	1
規約等	写し	1

なお、名簿については、構成員の氏名と住所（市区町村名の記載まで）並びに構成員が市内に在勤、又は在学する者にあつてはその旨の内容の記載をお願いします。

上記の提出書類作成にかかる費用は、申請者の負担となります。

7 団体登録の決定

提出された申請書等に基づき審査を行い、団体登録承認の可否を決定します。

結果については、文書にて申請者に通知します。

通常、審査には概ね1週間程度かかります。

Ⅲ お問い合わせ

ユニコムプラザさがみはら

所在地 〒252-0303

相模原市南区相模大野3丁目3番2号 bono相模大野サウスモール3階

電 話 042-701-4370

H P [Http://unicom-plaza.jp/](http://unicom-plaza.jp/)

連絡先 soudan@unicom-plaza.jp